

第 2 次 紀 北 町
男女共同参画
基本計画



平成30年3月
紀北町

「誰もが元気に個性と能力を
発揮できるまち」を目指して



本町は、平成 29 年度から平成 38 年度を計画期間とする「紀北町第 2 次総合計画」において、「みんなが元気！紀北町 ～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」を将来像に掲げ、基本目標の 1 つである「ともに担う参画と協働のまち」に「男女共同参画の推進」を位置づけています。

男女共同参画社会の実現のためには、住民と町行政が力をあわせ、互いに支え合うことが不可欠です。そこには住民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要になります。

本計画は、「紀北町第 2 次総合計画」を踏まえ、「誰もが元気に個性と能力を発揮できるまち 紀北町」を基本理念に掲げ、町民の皆様とともに充実した男女共同参画社会と、健康で元気に暮らせる社会の実現に向け取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、ご尽力いただきました紀北町男女共同参画基本計画策定委員会委員をはじめ、アンケート調査など様々な形でご協力いただきました多くの町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

紀北町長 尾上 壽一

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の目的	1
2.	計画の位置づけと計画期間	2
(1)	計画の位置づけ	2
(2)	関連計画との整合	2
(3)	本計画の期間	2
3.	計画の策定体制	3
第2章	本町を取り巻く現状	4
1.	人口や世帯の動向	4
(1)	人口の推移	4
(2)	世帯の動向	5
2.	就労等の状況	6
(1)	産業別就業者の状況	6
(2)	産業別・男女別の就業者の状況	7
(3)	女性の年齢別労働力率	8
3.	意思決定過程への女性の参画状況	9
4.	国・県の動向	10
(1)	国際的な動向	10
(2)	国の動向	10
(3)	三重県の動向	11
第3章	基本理念と基本目標	12
1.	基本理念	12
2.	基本目標	13
3.	施策の体系	16
第4章	施策の展開	17
基本目標1	職業生活における女性の活躍促進	17
1.	働く場における男女共同参画の推進	17
(1)	働き続けやすい職場づくり	19
(2)	多様な働き方への支援	19
(3)	農林水産業や自営業等における意識づくり	19
2.	仕事と家庭の調和を実現できる環境づくり	20
(1)	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	23
(2)	子育てや介護を支援する環境づくり	23
基本目標2	男女がともに担う地域づくり	24
1.	地域における男女共同参画の推進	24
(1)	地域活動等における男女共同参画の推進	25
(2)	ボランティア活動の支援	25

(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策等の推進	25
2. 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進	26
(1) 方針決定過程への女性の参画の促進	27
(2) 審議会等における女性の参画促進	27
(3) 町における女性職員の登用	27
基本目標3 男女が共生する男女平等の意識づくり	28
1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくり	28
(1) 人権尊重の意識づくり	29
(2) 男女共同参画の意識啓発	29
2. 教育の場における男女共同参画の推進	30
(1) 多様な学習機会の提供	31
(2) 男女平等の視点に立った教育の推進	31
(3) 人権教育等の推進	31
基本目標4 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり	32
1. 生涯を通じた男女の健康づくり	32
(1) 母子健康の保持と増進	33
(2) 健康増進の機会づくりと啓発	33
2. とともに支え合う福祉環境づくり	34
(1) 高齢者や障がい者への支援	35
(2) 総合的な福祉サービスの充実	35
基本目標5 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり	36
1. 配偶者等からの暴力の根絶に向けた意識づくり	36
(1) 暴力防止に向けた意識啓発の推進	38
(2) 若年層への予防啓発の推進	38
2. 被害者の相談・支援体制の充実	39
(1) 安心できる相談体制づくり	40
(2) 被害者の自立支援体制づくり	40
第5章 計画の推進にあたって	41
1. 庁内推進体制の充実	41
2. 国・県等との連携の推進	41
3. 住民、事業者などとの協働による推進	41
4. 計画の進行管理	41
資料編	42
1. 計画策定について	42
(1) 計画策定委員会設置要綱	42
(2) 策定委員会委員名簿	43
(3) 策定経緯	44
2. 用語解説	45

第1章 はじめに

1. 計画策定の目的

男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、今日の社会において極めて重要な課題となっています。

「男女共同参画社会基本法」の第2条において、「男女共同参画社会」について『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会』と定義しています。

国においては、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成として目指すべき社会の将来像が示されました。また、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、新たな段階に入りました。

三重県においても、平成28年3月に社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、「第2次三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」を策定したところです。この計画では、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い取り組みを着実に進めるとともに、女性活躍推進法を踏まえた取り組みも一体的に推進していくこととしています。

本町では、平成25年に「紀北町男女共同参画基本計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、この計画に基づく各種施策を展開するなど「男女共同参画社会」の形成に向けた取り組みを推進してきました。

しかし、今回の計画見直しにあたって実施した住民を対象としたアンケートの結果では、学校教育の場では、ある程度平等意識が浸透しているものの、社会通念などでは依然として男性優遇意識が根強く残っているなど、引き続き社会全体として意識を変えていく取り組みが必要となっています。

このため、男女それぞれの自立と社会参画を支援し、相互協力によって「男女共同参画社会」の形成を目指す指針として「第2次紀北町男女共同参画基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画（市町村男女共同参画計画）であり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針や施策等を示すものです。

また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく本町の女性活躍推進計画として位置づけます。

さらに、配偶者等からの暴力の根絶や被害者の相談・支援体制の充実などに関する項目[基本目標5]については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

(2) 関連計画との整合

男女共同参画社会の形成は本町における重要施策の1つであるため、本町における取り組みの継続性を保てるように、「紀北町第2次総合計画」（計画期間：平成29年度～平成38年度）との整合を図りつつ、本計画をもとに男女共同参画の視点を反映させていくとともに、他の部門計画との整合にも配慮するものです。

なお、「紀北町第2次総合計画」においては、「みんなが元気！ 紀北町 ～ 豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち ～」を将来像に掲げ、基本目標の1つである「ともに担う参画と協働のまち」において男女共同参画の推進を位置づけています。

(3) 本計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。なお、社会経済情勢等の変化、制度改正等により、必要に応じて計画の見直しを図ります。

3. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、本町在住の18歳以上の住民を対象に男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送法によるアンケート調査を実施しました(配布数1,500、有効回収数621、有効回収率41.4%)。

また、学識経験者や地域で活動する各種団体の代表者等で構成された「第2次紀北町男女共同参画基本計画策定委員会」において計画の内容について検討を行いました。

第2章 本町を取り巻く現状

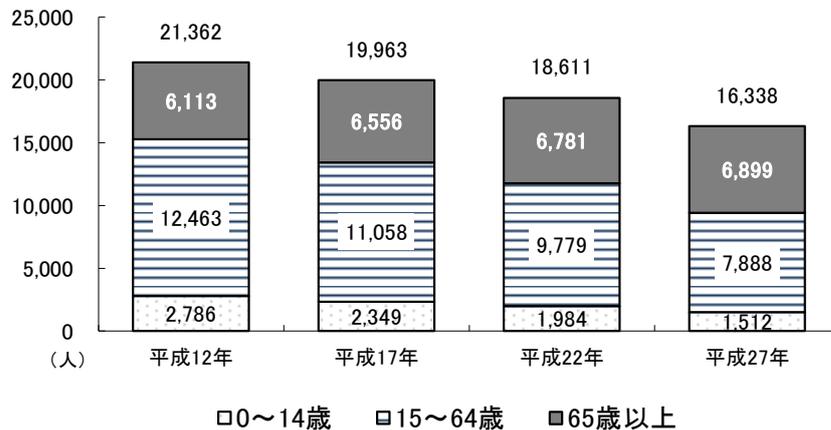
1. 人口や世帯の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は16,338人（平成27年国勢調査）で、近年の推移をみると平成12年の21,362人から一貫して減少傾向にあります。

また、年齢別人口構成を全国・三重県と比較すると、本町は0～14歳、15歳～64歳の構成比率が低く、一方、65歳以上の高齢化率は42.3%となっており、全国・三重県を上回る水準となっています。

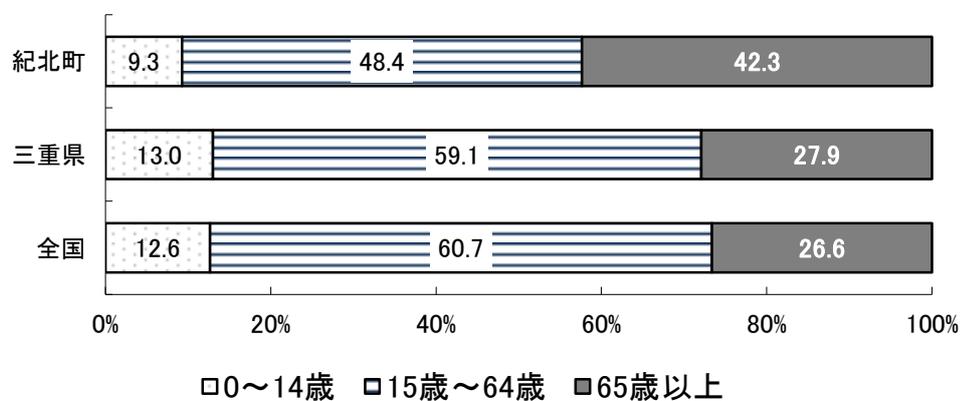
人口の推移



※総人口には年齢不詳を含む場合がある。

資料：国勢調査

年齢別人口構成の比較



資料：平成27年国勢調査

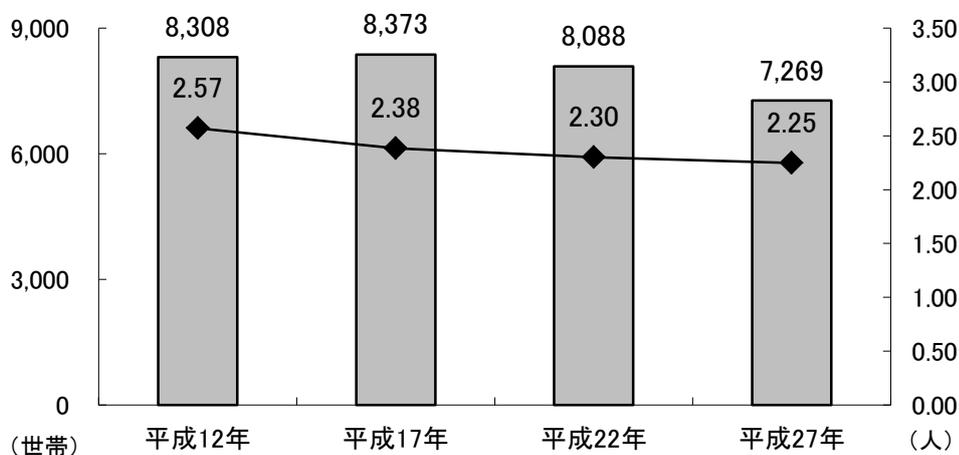
(2) 世帯の動向

本町の世帯数の動向をみると、平成 27 年では 7,269 世帯となっており、平成 17 年以降、減少傾向にあります。

また、1 世帯あたり人員は、平成 12 年の 2.57 人から平成 27 年では 2.25 人へと減少しており、核家族化、高齢者単身世帯の増加などによる世帯の小規模化の進行がうかがえます。

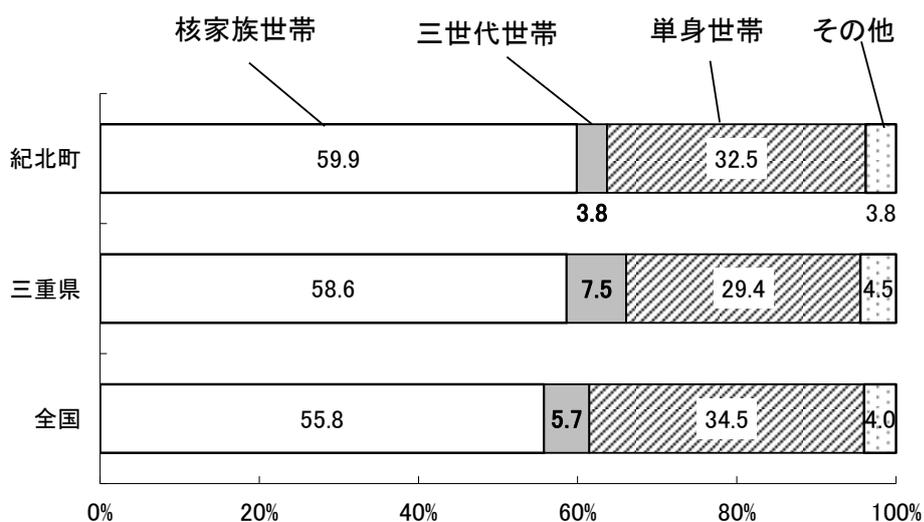
一般世帯構成比を平成 27 年国勢調査で全国・三重県と比較すると、本町は「三世帯世帯」が少なく、「核家族世帯」が多い傾向がみられます。

総世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

一般世帯構成比の比較



資料：平成 27 年国勢調査

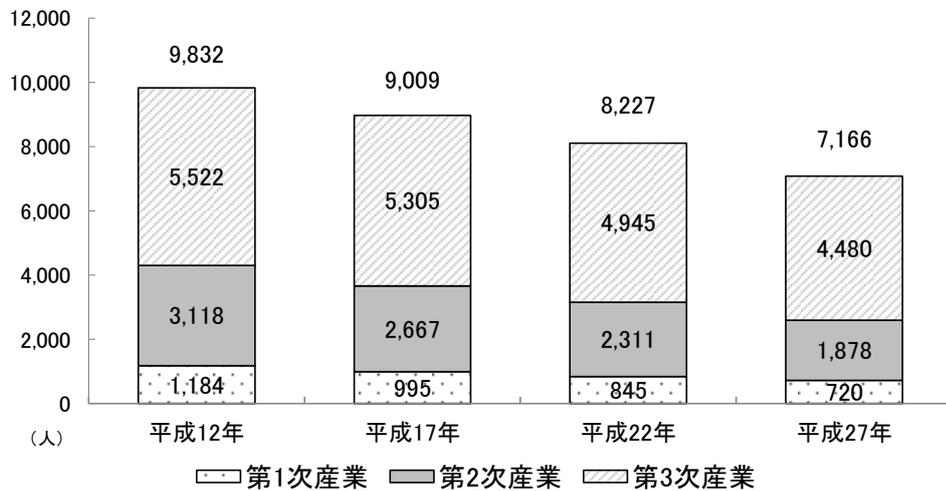
2. 就労等の状況

(1) 産業別就業者の状況

本町の産業別就業者の推移をみると、就業者総数が減少するとともに、産業別就業者はいずれの産業でも減少傾向にあります。

また、就業者の構成割合を平成27年国勢調査で全国・三重県と比較すると、本町は第1次産業就業者の割合が多くなっています。

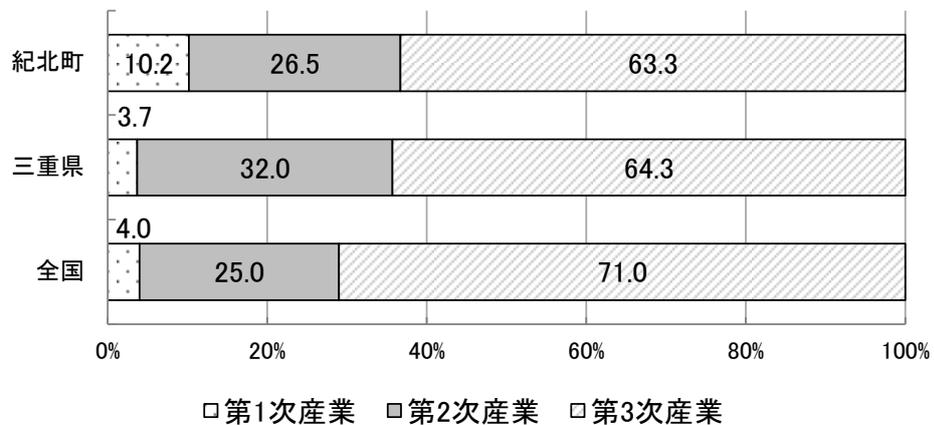
産業別就業者数の推移



※就業者総数には分類不能を含む。

資料：国勢調査

産業別就業者構成割合の比較

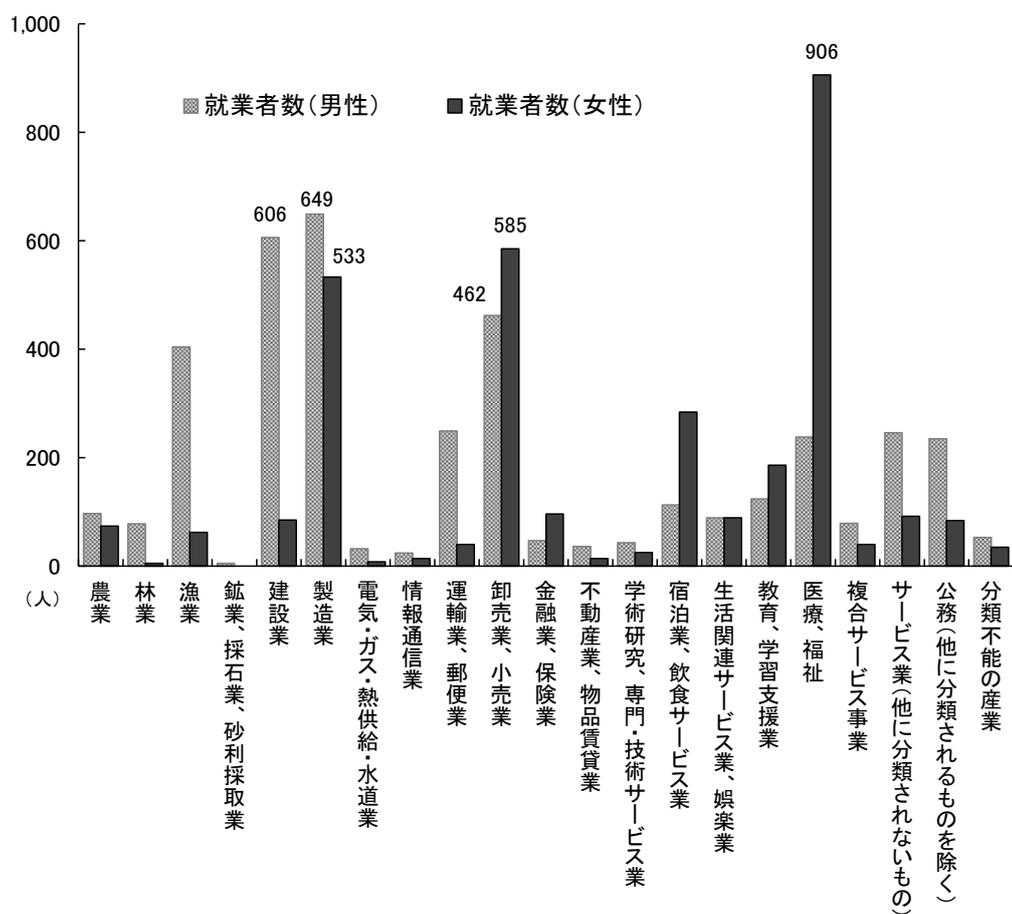


資料：平成27年国勢調査

(2) 産業別・男女別の就業者の状況

本町の産業別・男女別の就業者を平成 27 年国勢調査でみると、男性では「製造業」が最も多く、次いで「建設業」、「卸売業、小売業」の順となっています。また、女性では「医療、福祉」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「製造業」の順となっています。

産業別・男女別の就業者の状況

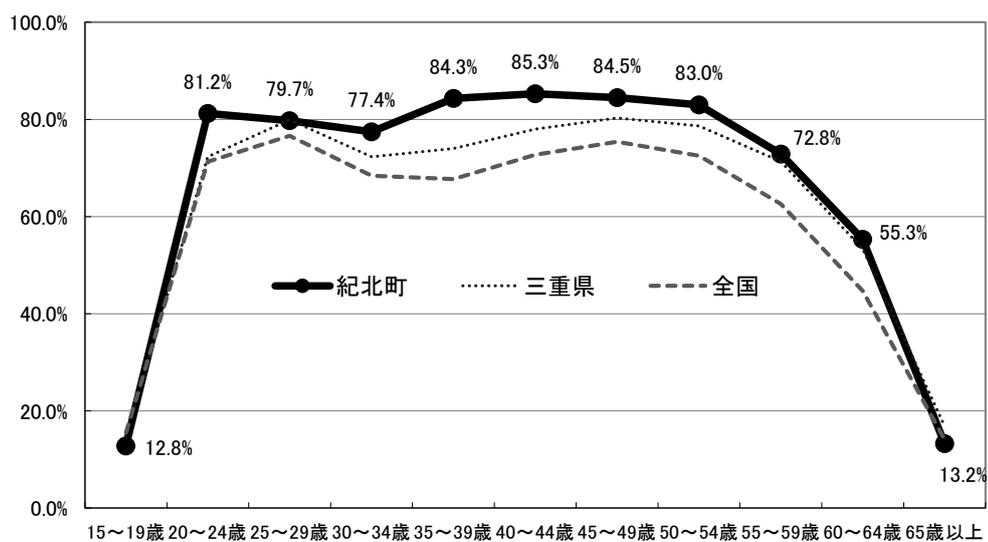


資料：平成 27 年国勢調査

(3) 女性の年齢別労働力率

本町における年齢5歳階級別の女性労働力率をみると、各年齢層の労働力率が全国・三重県に比べて、おおむね高い傾向にあります。30代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

女性の年齢別労働力率の比較



資料：平成27年国勢調査

3. 意思決定過程への女性の参画状況

本町の審議会等における女性委員の割合をみると、平成 28 年で 16.8%となっており、国（37.1%）、三重県（32.0%）の比率を下回っています。

審議会等における女性委員の現状

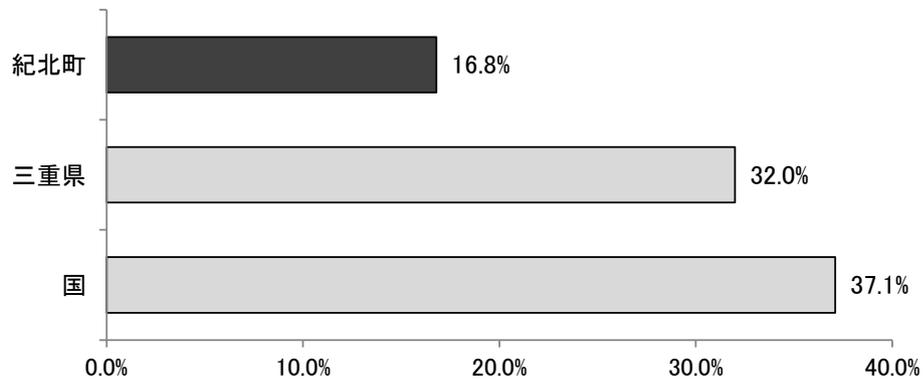
（単位：人、%）

審議会等の設置根拠区分	審議会等	うち女性 のいる審 議会数等	総委員 現在数		
			うち総 委員数	うち女 性委員 数	女性委員 の割合
自治法第 202 条の 3 に基づく 審議会等（附属機関）	18	15	316	53	16.8%
自治法第 180 条の 5 に基づく 審議会等（委員会）	6	4	35	6	17.1%
計	24	19	351	59	16.8%

※平成 28 年

資料：総務課

審議会等における女性委員比率



※平成 28 年

資料：町は総務課、国・県は県ダイバーシティ社会推進課

4. 国・県の動向

(1) 国際的な動向

男女共同参画に関する国際的な動向として、女性の地位向上を目指した取り組みは、昭和 50 年の「国際婦人年」を大きな節目として、世界各国で急速に進展してきました。

平成 7 年の「第 4 回世界女性会議」(北京)では、各国政府に自国の行動計画の策定とその実施責任を求める行動綱領(北京行動綱領)が採択され、あらゆる政策及び計画において、社会的・文化的につくられた性差(ジェンダー)を解消するよう求めています。

平成 17 年に開催された第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10(プラス 10)」では、「北京行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求めることが確認され、国際的潮流の中にも男女共同参画は進展をみせています。

また、平成 23(2011)年に国際的な 4 つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)」が発足し、平成 24 年・平成 26 年の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議(「自然災害とジェンダー」決議)が採択されました。

平成 27 年に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会」において、さらなる具体的な行動をとることを表明した「政治宣言」が採択されました。

(2) 国の動向

わが国においては、これまでに、男女労働者を対象とした「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」や、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」などをはじめ、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた法や制度の整備が進められてきました。

平成 13 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行され、平成 25 年には、生活の本拠をとるに際する交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正されています。

近年では、少子社会・超高齢社会における家族形態・労働環境の変化など生活様式の多様化への対応が求められ、平成 19 年に「仕事と生活の調和(ワーク・ラ

イフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成 22 年改定) が、平成 24 年には『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』が策定されました。これに加えて平成 27 年には、女性が活躍できる場の整備・充実を推進するため、「女性活躍推進法」が制定され、法整備等が着々と整いつつあります。

平成 27 年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

(3) 三重県の動向

三重県では、国の動きを踏まえて、平成 12 年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定して男女共同参画の推進に関する基本理念や施策の方向性を定めるとともに、平成 14 年には「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、平成 19 年には「三重県男女共同参画基本計画(改訂版)」として改定しています。

また、平成 18 年には「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、「女性に対する暴力の根絶を目指す取り組み」を位置づけ、施策を推進しています。

さらに、平成 23 年に「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」が策定され、女性活躍推進法の制定や国における第 4 次男女共同参画基本計画の策定を受け、平成 28 年には「第 2 次三重県男女共同参画基本計画(改訂版)」として改定され、「職業生活における女性活躍の推進」、「男女共同参画を推進するための基盤の整備」、「男女が安心して暮らせる環境の実現」を計画の基本方向として掲げ、女性活躍の促進をはじめ、男女共同参画を進める上で基本となる意識改革や政策・方針決定過程への参画など、より一層積極的に取り組むこととしています。

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、住民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

このため、「日本国憲法」や「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、住民一人ひとりが性別や国籍、年齢などに関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画の視点が生かされた、誰もが元気になるまちづくりを進める必要があります。

本町は平成29年度から平成38年度を計画期間とする「紀北町第2次総合計画」において、「みんなが元気！ 紀北町 ～ 豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち ～」を将来像に掲げ、基本目標の1つである「ともに担う参画と協働のまち」に「男女共同参画の推進」を位置づけています。

本計画では、「紀北町第2次総合計画」を踏まえ、「誰もが元気に個性と能力を発揮できるまち 紀北町」を基本理念に掲げます。

そして、住民と町行政が力をあわせ、人権が尊重され、配偶者等への暴力等あらゆる暴力がない社会、一人ひとりが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、元気に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に協働で取り組み、本町の男女共同参画の推進を図ります。

基本
理念

**誰もが元気に個性と能力を
発揮できるまち 紀北町**

2. 基本目標

基本理念を具体化するための「基本目標」については、住民アンケート調査結果などから得られた本町の現状や課題を踏まえ、次の5項目をあらためて設定するとともに、それぞれの「施策の方向」を定めます。

基本目標 1 職業生活における女性の活躍促進

労働は、生活する上で経済的な基盤を形成するために重要なことであるとともに、個人の能力を生かす場でもあります。

本町における女性の労働力率は、20代から50代にかけて全国・三重県の平均を上回り、多くの女性が社会で重要な役割を担い、活躍していますが、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性も増しています。

また、地域経済の持続的な発展という観点から、少子高齢化・人口減少が見込まれる状況においては、これまで以上に、男女がともに、その個性や能力を存分に発揮できる環境を整備していく必要があります。

そのため、働き方改革の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及など、家庭や働く場における男女共同参画を推進します。

基本目標 1	1. 働く場における男女共同参画の推進
施策の方向	2. 仕事と家庭の調和を実現できる環境づくり

基本目標 2 男女がともに担う地域づくり

活力ある豊かで安全なまちにするためには、男女が年齢にかかわらず、ともに力をあわせて様々な課題の解決や新たな取り組みを考えていくことが重要です。

地域社会での男女共同参画を進めるためには、固定的な性別による役割分担の意識や慣習、慣行を見直すとともに、男女の多様な考え方が反映される機会の確保が必要です。

このため、地域活動をはじめ、防災体制づくりに男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともにあらゆる分野に参画し、活動できる地域づくりを進めます。

また、行政の審議会をはじめ各種審議会・委員会や、地域団体の長や役員、職場の管理職など、これまで男性中心になりがちだった政策や方針決定過程への女性の参画を一層推進します。

さらに、町においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを推進します。

基本目標 2	1. 地域における男女共同参画の推進
施策の方向	2. 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進

基本目標 3 男女が共生する男女平等の意識づくり

男女共同参画社会は、男女を問わず自らの意志により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるべき社会であるといえます。

しかし、性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行が、様々な場面において、その人の能力や生き方の選択の幅を狭めている可能性があります。

住民アンケート調査においても、女性より男性が優遇されていると感じている人が多く、特に「社会通念や風潮」については平等と感じている割合が1割強にとどまる一方、男性優遇と感じている割合は約6割を占めており、このような意識が、女性の社会参画を妨げる要因の1つとなっている様子がうかがえます。

性別による機会の制限がなく、あらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、住民一人ひとりが意識を見直し、お互いの人権を尊重する精神を高めることが重要です。

そのため、意識啓発や広報活動を推進するとともに、教育の場面で人権意識や男女平等意識を育むための多様な取り組みを推進します。

基本目標 3	1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくり
施策の方向	2. 教育の場における男女共同参画の推進

基本目標 4 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

女性は、妊娠や出産など、男性とは異なる身体の変化等に直面することから、女性自身が身体の特長について正しい知識を持つとともに、男女がお互いの性差を理解し、尊重し合う意識を高めることが必要です。

このため、女性特有の健康問題に配慮し、生涯を通じた健康づくりの支援を図ります。

また、少子高齢化や核家族化の進行によって、家庭における介護負担増が懸念されます。男女がともに、いきいきと暮らすための条件として、高齢者や障がい者への支援、総合的な福祉サービスの充実による介護等への男女共同参画の促進が求められます。

基本目標 4 施策の方向	1. 生涯を通じた男女の健康づくり 2. ともに支え合う福祉環境づくり
-------------------------	--

基本目標 5 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり [紀北町DV防止基本計画]

配偶者やパートナー、恋人などの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪ともなる行為です。

配偶者等からの暴力は、女性の人権を軽視する社会構造や経済力の弱さ等から女性が被害者であることがほとんどであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき大きな課題です。

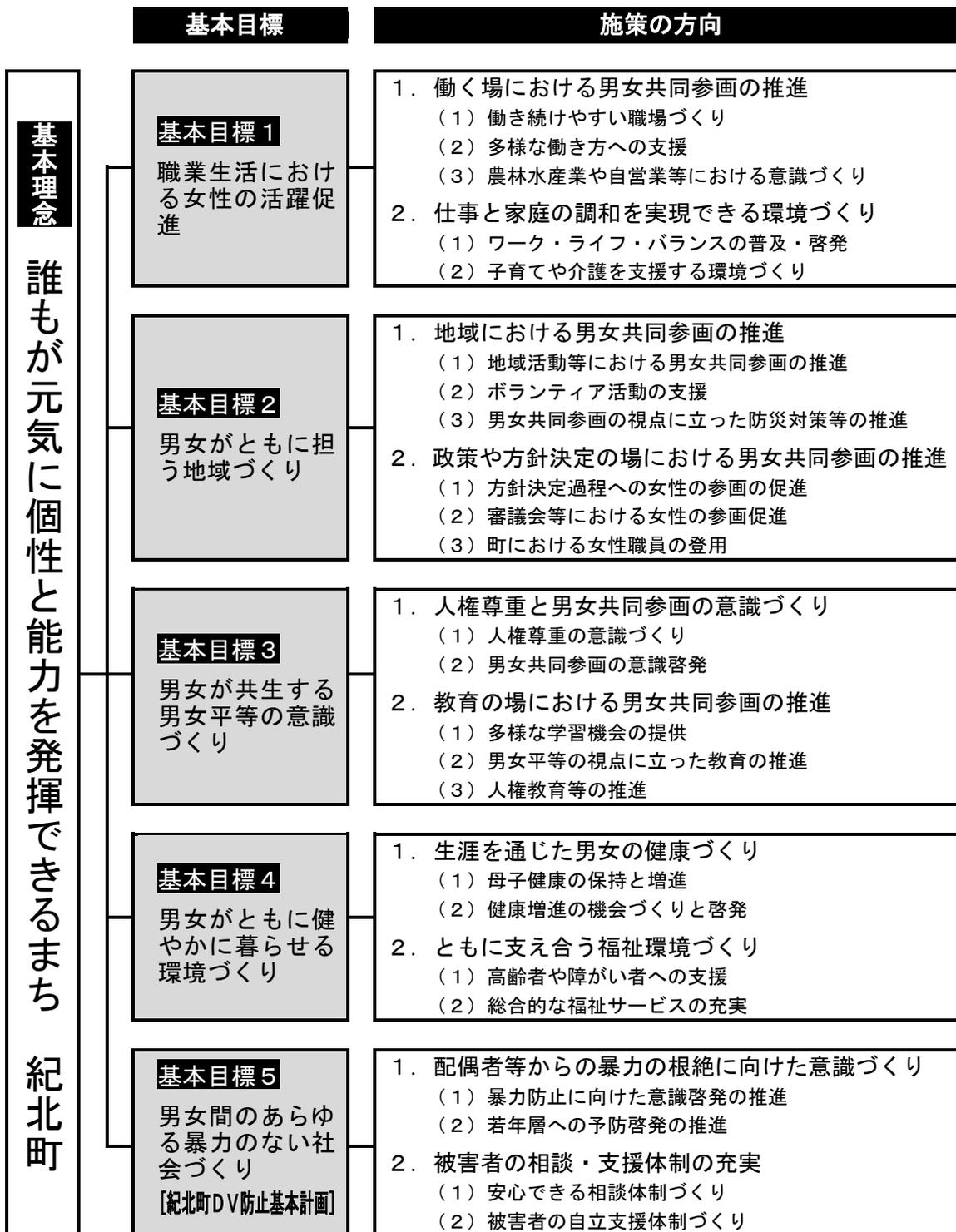
このため、暴力を許さない社会意識の醸成や、配偶者等からの暴力防止のための意識啓発、相談窓口の周知や被害者支援体制を充実させ、暴力の根絶を目指します。

この基本目標は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（紀北町DV防止基本計画）と位置づけます。

基本目標 5 施策の方向	1. 配偶者等からの暴力の根絶に向けた意識づくり 2. 被害者の相談・支援体制の充実
-------------------------	---

3. 施策の体系

「基本目標」と「施策の方向」に基づいて、次の体系図に示すような施策の展開を図っていきます。



第4章 施策の展開

基本目標1 職業生活における女性の活躍促進

1. 働く場における男女共同参画の推進

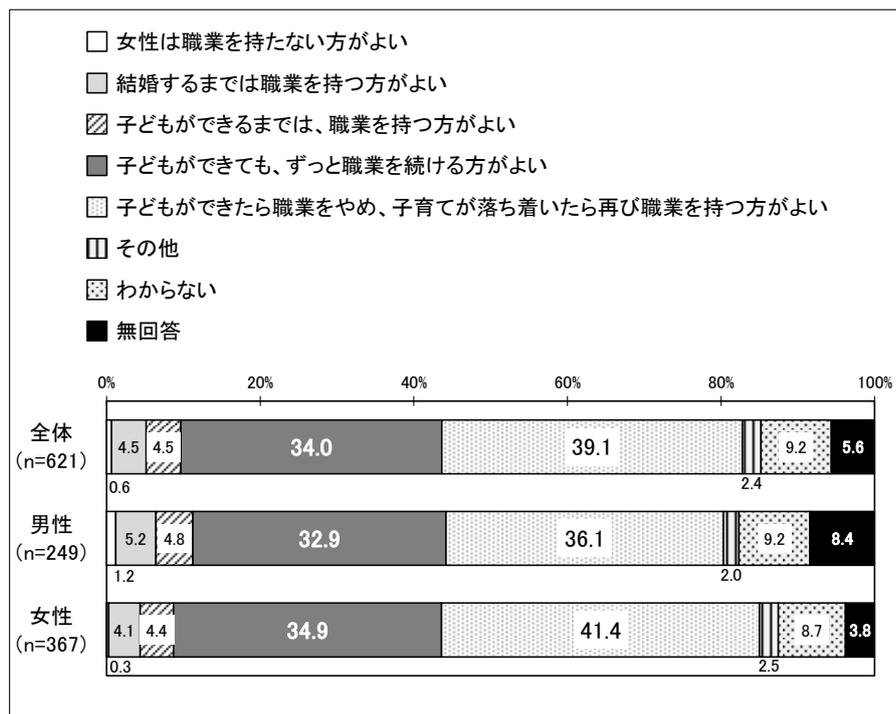
現状と課題

本町においては、20代から50代の女性の労働力率が、全国・三重県よりも高い傾向にあり、多くの女性が仕事を持って活躍されている傾向がみられます。

また、住民アンケート調査によれば、女性が仕事をする事（会社などで働くこと）についての意識をみると、「子どもができれば職業をやめ、子育てが落ち着いたら再び職業を持つ方がよい」が39.1%と約4割を占め、本町では女性が働くことへの理解度は高いことが分かります。また、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が34.0%と3割以上みられ、これらをあわせた7割以上が女性の継続的な就労を支持しています。

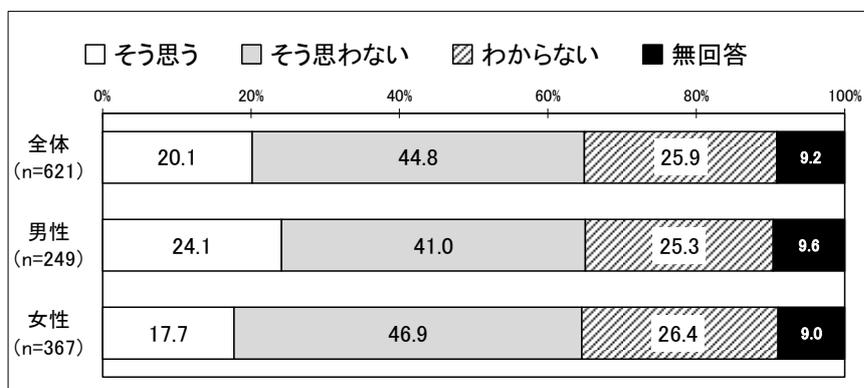
その背景には、未就学児の保育では待機児童がないことが特徴で、病気など緊急時でも子どもをみてもらえる親が近くにいるなど、子育てに対する環境が就労意欲につながっていると思われます。

女性が職業を持つことについて



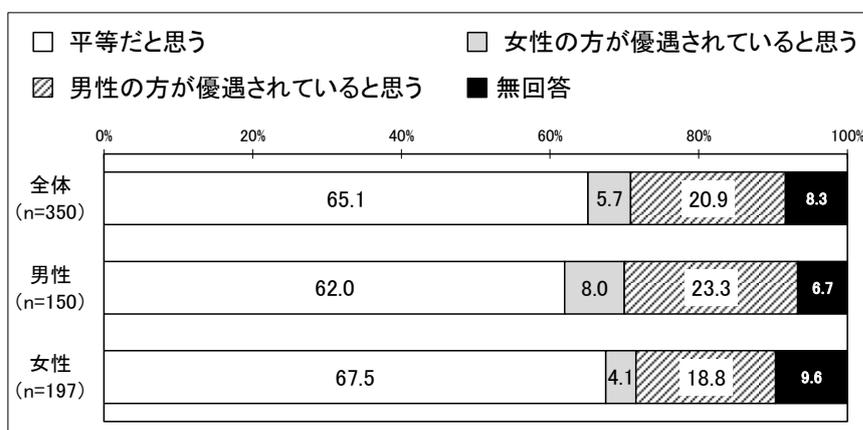
しかし、女性が働きやすい環境にあるかたずねた結果では、4割以上が「そう
 思わない」と回答しています。

女性の就労環境について



また、職場での男女平等について、「平等だと思う」が65.1%、「男性の方が優
 遇されている」が20.9%、「女性の方が優遇されている」が5.7%となっており、
 職場での男女平等がおおむね進んできていますが、2割ほどの方が「男性優遇」
 と感じています。

職場での男女平等について



働くことは生活する上で経済的な基盤を形成するために重要なことであるにと
 もに、個人の能力を生かす場でもあります。働きたい人が、性別に関わりなくそ
 の能力を十分に発揮することができる社会づくりは、経済社会の活力の源とい
 う点からも、極めて重要な意義を持っています。

そのため、雇用や就業における男女の均等な機会と待遇の確保や、女性の就業
 継続、再就職などに対する支援に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

(1) 働き続けやすい職場づくり

労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に働きかけるとともに、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関連情報の提供、男女平等の視点に立った就労意識の啓発など、働き続けやすい就業環境づくりを促進します。

■主な施策

- ①男女雇用機会均等法や労働基準法の周知など事業所等に対する広報・啓発
- ②雇用に関する情報提供と相談体制の整備

(2) 多様な働き方への支援

生活様式に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事の内容に応じた公正な処遇や労働条件が確保されるように、男女共同参画の視点から働く場の環境を整えていけるよう努めます。

また、女性労働者の就業能力を高めるため、職業能力向上のための情報提供、能力開発等の施策を進めます。

さらに、ハローワーク等関係機関と連携して、女性の再就職支援に努めます。

■主な施策

- ③女性の起業家に対する情報の提供と育成
- ④職業能力の向上に関する情報の収集と提供
- ⑤関係機関と連携した女性の再就職支援

(3) 農林水産業や自営業等における意識づくり

農林水産業、商工業、サービス自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の推奨や、意志決定の場への女性の参画促進、能力開発の支援など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

■主な施策

- ⑥家族経営協定の促進
- ⑦男女共同参画についての自営業者への啓発と情報提供
- ⑧観光分野での女性活躍の促進

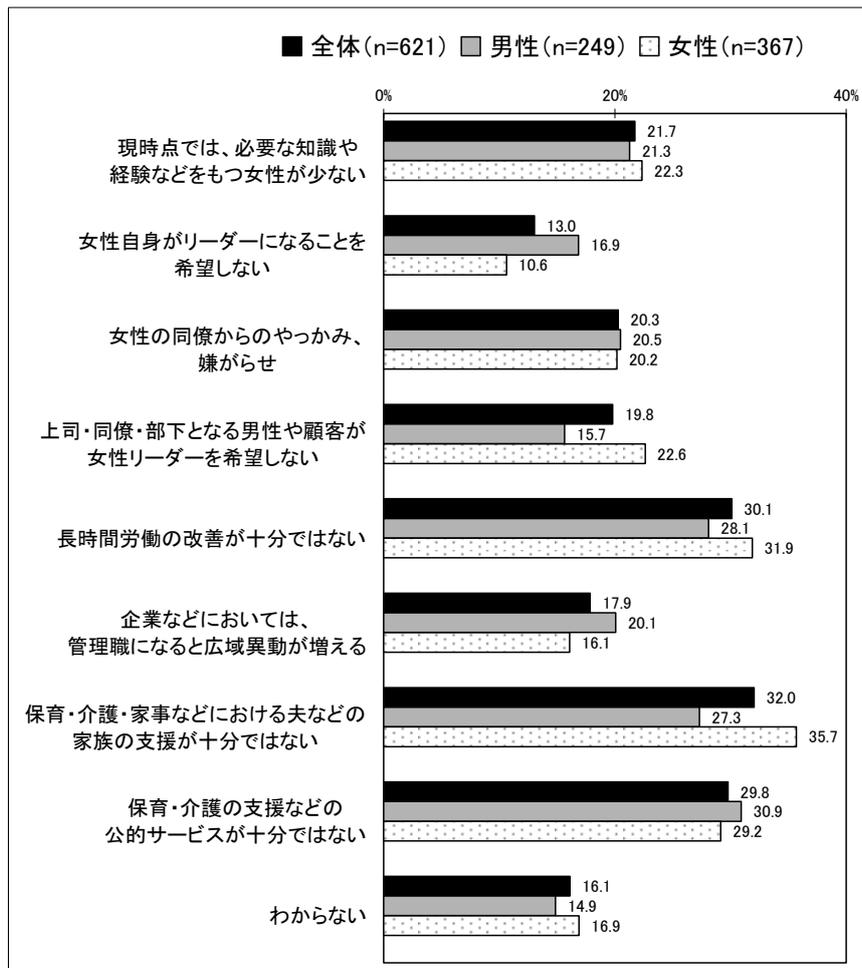
2. 仕事と家庭の調和を実現できる環境づくり

現状と課題

少子高齢化や雇用環境の変化が進行する中、男性中心型労働慣行の見直し、仕事と家庭生活の調和を実現することは、女性の再雇用問題の解消や、政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上でも不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものです。

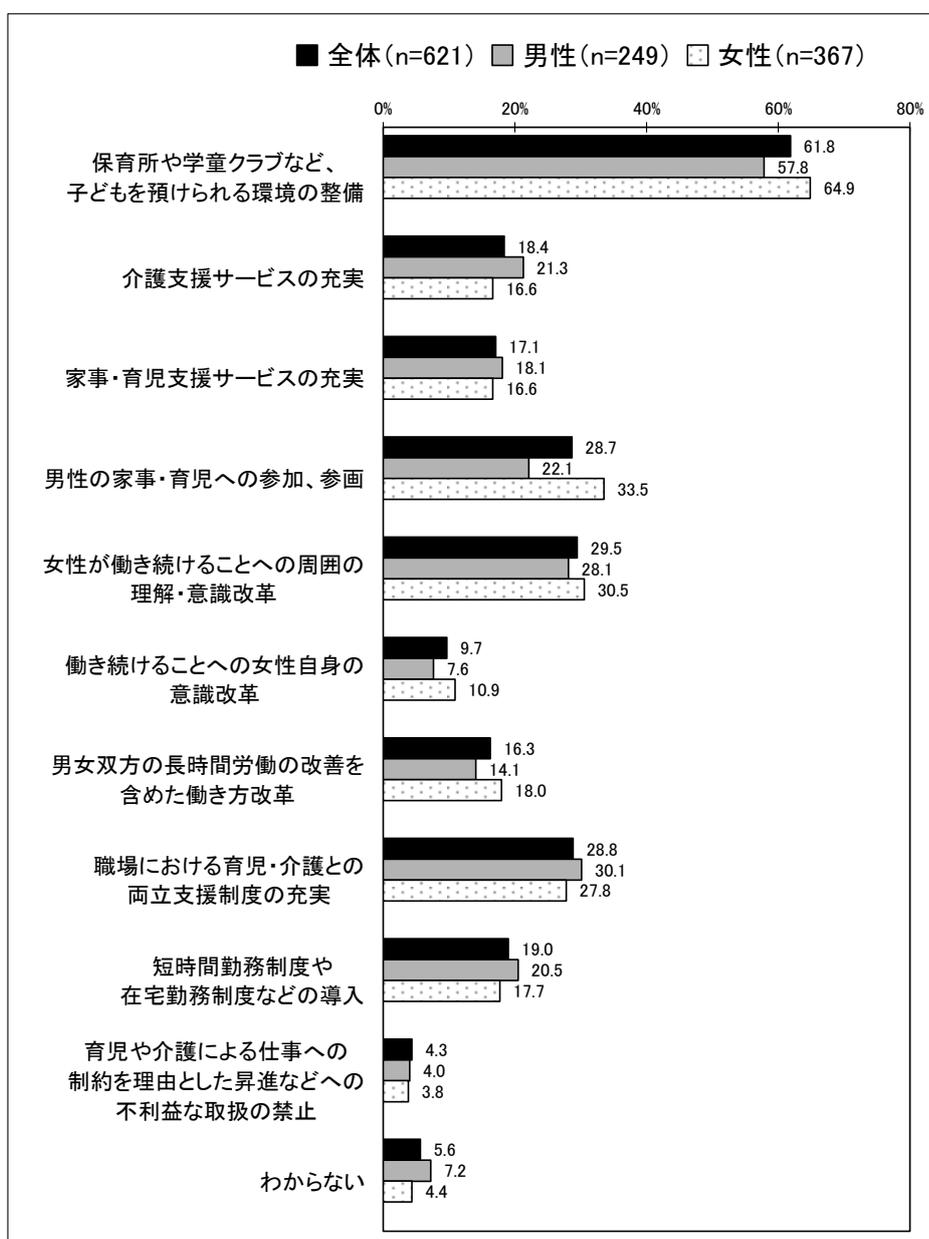
住民アンケート調査において、女性の社会参画の障壁については、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではない」が最も多く、次いで「長時間労働の改善が十分ではない」、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではない」などの順となっています。

女性の社会参画の障壁について



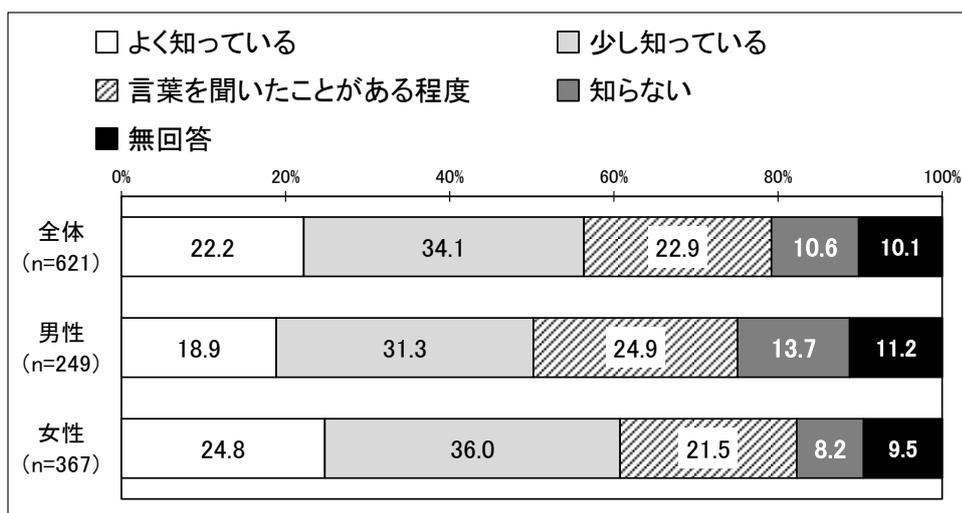
また、女性の就労継続に必要なことについては、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が第1位に挙げられ、次いで「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」、「男性の家事・育児への参加、参画」などの順となっており、仕事と家庭生活などとの両立に向けて、子育て支援サービスの充実をはじめ、家族や周囲の理解と協力、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備など、様々な施策に取り組むことが必要です。

女性の就労継続に必要なこと(全体、性別/複数回答)

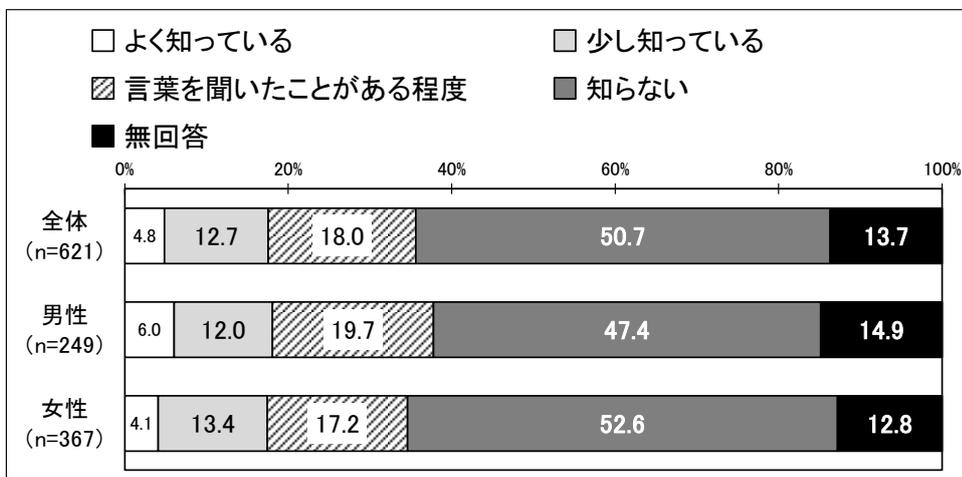


さらに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの認知度をたずねた結果では、マタニティ・ハラスメントの認知度は比較的高いものの、パタニティ・ハラスメントの認知度はいまだ低い傾向がみられました。

マタニティ・ハラスメントの認知度



パタニティ・ハラスメントの認知度



仕事と家庭生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティアや地域活動などに一層参加しやすくなるとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上でも重要であることから、男女がともに働きながら、家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参加できるよう、働き方改革を促進していくことが必要です。

施策の方向

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

事業所等に対し、男女が仕事と子育てや介護などを両立（ワーク・ライフ・バランス）できるように、関係機関と連携し、様々な制度の啓発に取り組みます。また、子育てに理解と協力が得られる職場環境づくりを働きかけます。

■主な施策

- ①事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発
- ②子を持つ親が働きやすい就労形態の導入など職場環境づくりの啓発
- ③マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止の広報・啓発

(2) 子育てや介護を支援する環境づくり

男女がともに働きながら、家庭生活や地域活動などにゆとりを持って参加できるように、子育て支援サービスを充実し、事業所などに働き方の見直しをはじめ、育児休業、介護休業などの各種制度の利用促進を働きかけます。

■主な施策

- ④多様な保育サービスの充実
- ⑤放課後児童対策の充実
- ⑥地域の子育て環境の整備と支援体制の充実
- ⑦育児・介護休業制度などの啓発
- ⑧生活支援体制の整備・充実

基本目標 2 男女がともに担う地域づくり

1. 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

少子高齢化や過疎化、核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化など社会的環境の変化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。

本町においては、自治会を中心に地域での様々なコミュニティ活動が展開されています。しかし、組織の長をはじめ、役員における女性の割合が低い傾向にあり、組織の意思決定に女性の意向が十分に反映されているとはいえない状況にあります。

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。

地域社会の一員として、女性の視点やニーズをより一層反映させていくためには、幅広い分野での女性の参画を促進していく必要があります。

また、本町は、近い将来発生するといわれている南海トラフ地震による地震・津波により大規模な被害を受けることが予測されている中、防災体制の強化が急務となっています。

高齢者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者への対策、自主防災組織の活動支援など行政・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制の強化を図るなど、住民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

このため、男女共同参画の視点に立った防災対策を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 地域活動等における男女共同参画の推進

男女がともに主体的に地域活動に参画し、より活力ある地域社会が形成されるように、地域活動への支援に努めます。

■主な施策

- ①各種団体の活動支援
- ②自治会等における女性役員の登用促進
- ③女性会議「きほく」の活動支援

(2) ボランティア活動の支援

子育て支援や健康づくり、高齢者の見守りなど、地域の様々な課題の解決に向けて、男女がともに取り組むボランティア活動への支援を進めます。

■主な施策

- ④ボランティア活動への参画促進・活動支援

(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策等の推進

地域における住民一人ひとりの安全と安心を確保するため、男女共同参画の視点に立った防災対策をはじめ、交通安全対策、防犯対策等を推進します。

■主な施策

- ⑤交通安全・防犯対策の強化
- ⑥女性消防団の活動支援
- ⑦女性の視点での防災活動の促進
- ⑧女性に配慮した避難所運営計画の策定支援

2. 政策や方針決定の場における男女共同参画の推進

現状と課題

現在、政治・経済をはじめとした社会のあらゆる分野において、女性の参画を推進するとともに、男女がともに支え合い、責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現が求められています。

本町においては、既に女性が代表や役員となって活躍している組織や事業所等がありますが、今後、方針決定過程への女性の参画が一層進むよう取り組んでいく必要があります。

一方、男女がともに社会の対等な構成員として、行政における政策の立案・決定の場へと積極的に参画していくことにより、住民一人ひとりが持つ多様な考え方が社会へと反映されていくことが期待できますが、現状では、女性の参画は依然として少ない状況にあります。

平成 28 年における、本町の各審議会等における委員総数のうち女性委員が占める比率は 16.8%で、国（37.1%）や三重県（32.0%）の水準を大きく下回っています。

また、町行政においては、男女共同参画社会の実現に向けて、民間事業所等の模範となるような職場づくりが求められているという側面にも配慮する必要があります。

本町では、平成 28 年に「紀北町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の採用や幹部職員への登用に向け、女性職員の職業生活における課題への対応を進めています。

こうした現状を踏まえ、町行政をはじめ様々な分野で、女性の活躍の場を広げていく施策の充実が求められます。

施策の方向

(1) 方針決定過程への女性の参画の促進

男女が、ともに支え合い、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりと、それに伴う地域経済のより一層の活性化を図るため、事業所等に対して、方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

■主な施策

- ①事業所等での経営・運営方針決定の過程への女性の参画の促進
- ②商工会など各種団体や事業所等への理解と協力の働きかけ

(2) 審議会等における女性の参画促進

審議会等委員への女性の参画を促進するため、町行政に関心を持つよう啓発を進めるとともに、町行政のあらゆる場面や審議会などへ女性の積極的な登用促進に努めます。

■主な施策

- ③審議会等への女性登用の推進
- ④広報紙等を活用した町行政への関心の喚起

(3) 町における女性職員の登用

性別に関わりなく、個人の能力と適正に応じた職員配置と管理職への登用を行います。また、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを推進します。

■主な施策

- ⑤女性職員の管理職への登用促進
- ⑥女性職員の職業生活における活躍の推進

基本目標 3 男女が共生する男女平等の意識づくり

1. 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

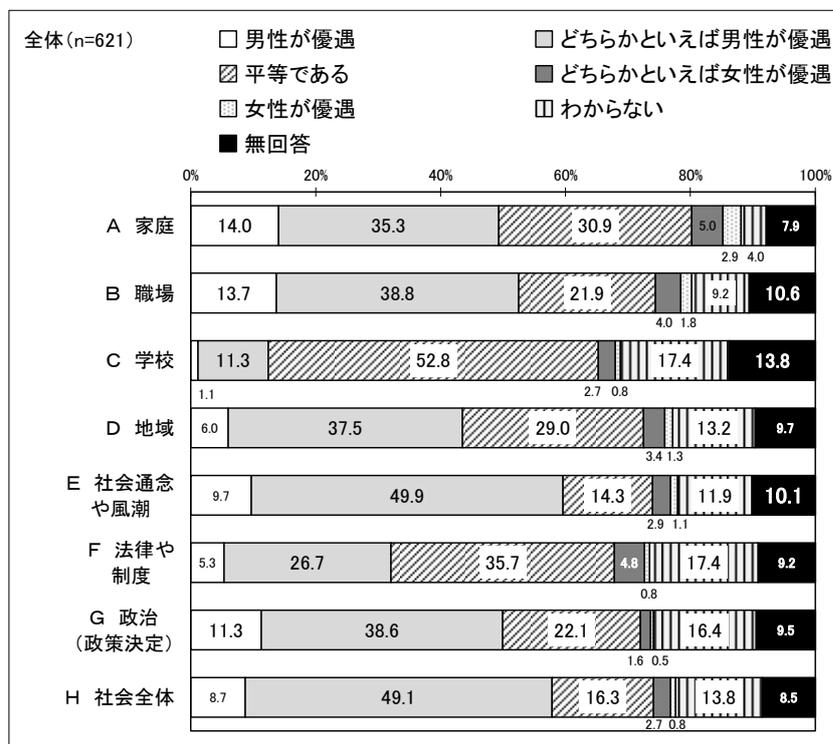
現状と課題

男女の人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本的な考え方です。

本町では、人権の尊重と男女の平等について、これまでに広報紙等による啓発や周知、学校教育等における人権教育を通じ、男女平等についての意識の啓発を進めてきました。

しかし、住民アンケート調査結果によれば、男女の地位をみても、学校教育の場においては比較的男女平等が浸透していますが、その他の項目では依然として男性優遇意識の高さが目立っています。特に「社会通念や風潮」では約6割が男性優遇意識を示しています。

男女の地位について



男女共同参画基本法の理念の1つである「社会における制度又は慣行についての配慮」は、このような現状を踏まえ、社会のあらゆる制度や慣行を対象に、男女共同参画の視点を反映させていく考えが背景にあります。

施策の方向

(1) 人権尊重の意識づくり

性別や年齢、国籍や障がいの有無などを超えて、住民一人ひとりがお互いを認め合うノーマライゼーションの理念の普及など、男女共同参画社会形成に向けての根底をなす人権教育・啓発を進めます。

とりわけ、人権に関する基本的な知識や考え方を習得できるとともに、人権を感覚として身につけるための講座の計画的な実施や、人権教育・啓発を推進する指導者の育成等に努めます。

■主な施策

- ①人権問題に関する学習機会の提供と啓発
- ②人権に関する研修会等の実施
- ③思いやる心を育む体験学習の充実
- ④人権に関する正しい知識と理解の促進

(2) 男女共同参画の意識啓発

住民や行政職員が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深め、身近なところから男女平等を阻害している慣行等を見直すことができるよう、様々な媒体や機会を活用して広報啓発活動を進めます。

また、「男性だから」、「女性だから」という性差による偏見や差別などを解消し、男女共同参画に関する認識が高まるように、意識啓発や各種情報の提供等を行います。

■主な施策

- ⑤固定的な性別による役割分担の解消に向けた意識啓発
- ⑥男女共同参画に関する講座等の開催
- ⑦男女共同参画に関する情報提供

2. 教育の場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がありますが、その基礎となるのが教育です。

特に、乳幼児期、学童期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であるため、保育所や幼稚園、学校等における保育や教育は、男女共同参画意識の形成に重要な役割を担っています。

人権尊重や男女平等についての意識を育み、次代を担う子どもたちが、性別に関わりなくのびのびと、個性を発揮できるような保育や教育を推進していくことが必要です。

そのため、まず大人から意識を変え、子ども一人ひとりが、その子らしい多様な生き方を選択できるように、子どもの育ちを見守り、支援していくことが大切です。

施策の方向

(1) 多様な学習機会の提供

生活習慣の中に依然として根強く残る固定的な性別による役割分担の意識を解消し、男女平等観の形成を図り、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる場面における男女共同参画についての理解を促進するため、男女平等を推進する講演会や講座などを行い、また学校教育以外の場における教育・学習機会の充実に努めます。

■主な施策

- ①男女共同参画を推進する学習機会・講演会等の充実

(2) 男女平等の視点に立った教育の推進

男女平等の視点に立って次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮して育つよう、教育の場において、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進する取り組みを進めます。

■主な施策

- ②男女共同参画意識を育む学校教育の推進
- ③男女平等教育の推進
- ④性に関する教育の推進

(3) 人権教育等の推進

人権尊重と男女平等意識が子どもの頃から当たり前に身につくとともに、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性などの意識を育むための教育を進めます。

■主な施策

- ⑤人権教育の推進

基本目標 4 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

1. 生涯を通じた男女の健康づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現にあたっては、まずは男女がお互いを尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが大切です。

近年は、女性の人権を尊重し、女性が自らの体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という考え方が重要な権利の1つとして認識されるようになりました。

すべての人が健康に暮らしていくためには、性や妊娠・出産などに関する理解はもちろんのこと、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する情報を入手し、適切な保健・医療サービスを利用できる環境を整備することが必要です。

特に女性は各ライフステージを通して、男性とは異なる身体上の変化に直面するため、性差に配慮した健康の維持・増進のための取り組みを推進する必要があります。

本町では、平成29年度に策定した「紀北町健康増進計画」において、住民の健康づくりと様々な疾病予防対策を推進しているところですが、今後も引き続き、男女がともに健康づくりに取り組めるよう、より一層支援していくことが重要です。

施策の方向

(1) 母子健康の保持と増進

健康状態に応じた適切な自己管理を行うことができるとともに、妊娠や出産、育児に関する適切な健康の保持増進ができるよう総合的な対策を推進します。

■主な施策

- ①母子保健事業の推進
- ②妊娠、出産等への支援の充実

(2) 健康増進の機会づくりと啓発

男女ともに、生涯を通じ性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取り組みを充実します。

■主な施策

- ③ライフステージに応じた健康づくりの推進
- ④各種健康診査等の推進
- ⑤こころの健康づくりの支援
- ⑥性感染症に関する啓発の充実
- ⑦生活習慣病予防の推進
- ⑧スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

2. とともに支え合う福祉環境づくり

現状と課題

本町の65歳以上の高齢化率は42.3%（平成27年国勢調査）となっており、全国（26.6%）、三重県（27.9%）を大きく上回る水準となっています。

このような中、後期高齢者の比率がさらに高まることにより、寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者が増加し、家族介護力の低下などにより、高齢者とその家族等の保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まると考えられます。こうした在宅介護の負担が女性に偏らないよう、介護も男女がともに担うことの啓発や介護知識の普及を図る必要があります。

また、寝たきりや介護状態にならないための介護予防等の施策を一層推進するとともに、高齢者が地域の中でいきいきと充実した生活を送れるよう、地域での交流活動の充実やボランティア活動等への参加を促進する必要があります。

障がい者については、本人や家族の高齢化が進む中、その自立に対する支援が課題となっており、地域での支援体制を充実していく必要があります。

核家族化や地域における人間関係の希薄化など、家族や地域のつながりが弱まりつつある中で、様々な困難に直面している人への支援が必要であり、ひとり親家庭や障がい者、生活困窮者など、特にそのような人たちが女性である場合、さらに複合的に困難な状態に置かれやすいことから、適切な支援が必要になります。

施策の方向

(1) 高齢者や障がい者への支援

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や障がい者などの、支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護保険サービスや障がい福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民や団体等との連携による見守りや支援活動を促進します。

また、在宅での介護などに男女がともに参画できるよう、知識や技術の習得のための支援に努めます。

■主な施策

- ①高齢者の生活支援
- ②高齢者の活動の場の充実
- ③障がい者の自立支援
- ④在宅介護者に対する支援

(2) 総合的な福祉サービスの充実

様々な生活上の困難を抱える人に対し、関係機関との連携を図りつつ、生活安定のための支援に努めます。

■主な施策

- ⑤ひとり親家庭への支援
- ⑥福祉に関する相談支援体制の充実

基本目標5 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり

[紀北町DV防止基本計画]

1. 配偶者等からの暴力の根絶に向けた意識づくり

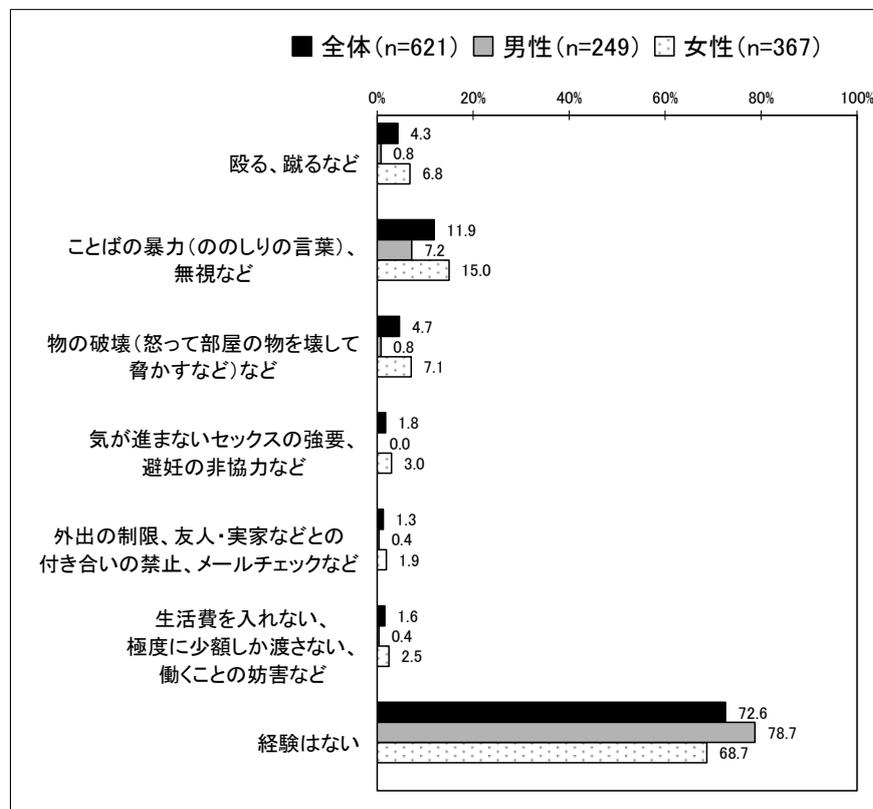
現状と課題

人権の尊重は生命の尊重でもあり、男女間におけるあらゆる暴力等の根絶も大きな課題です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、主に女性に対する暴力等が社会問題化しており、近年では、DVは配偶者間だけでなく、高校生や大学生など若年者の恋人間でも発生しており、若い恋人間で起きるDVは「デートDV」と呼ばれています。

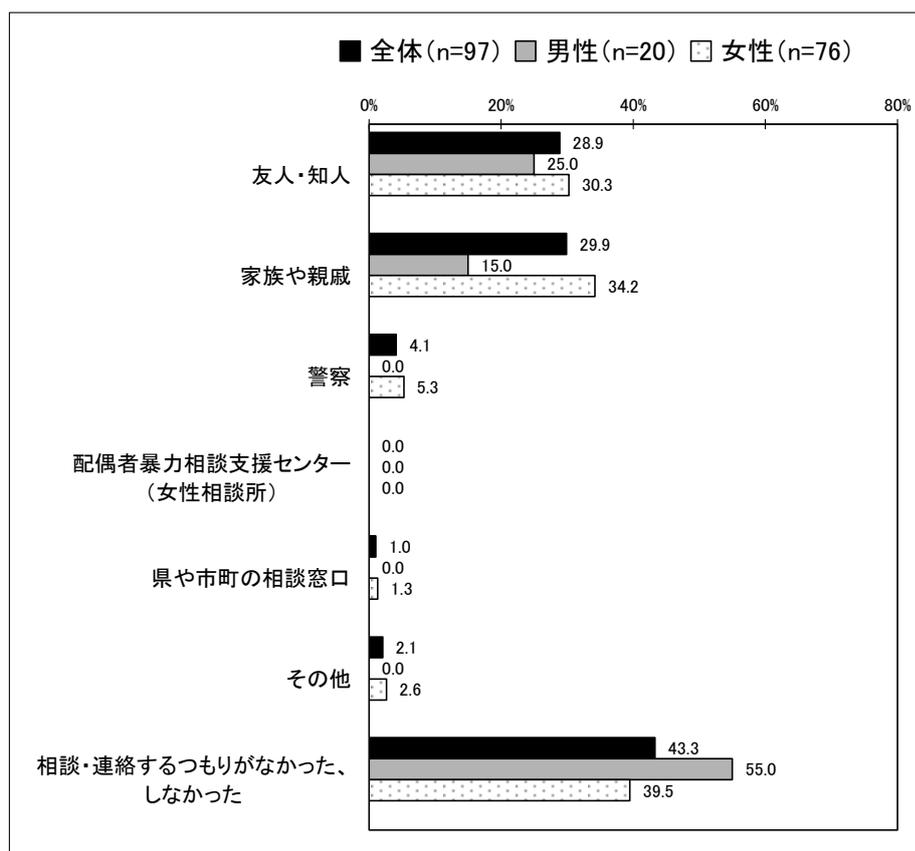
住民アンケート調査では、「経験はない」が72.6%となっていますが、これと無回答（11.8%）を除いた、全体の15.6%、女性では20.7%が何らかのDVの被害があったことになります。

DV被害の有無



また、配偶者や恋人から暴力を受けたことがあると回答した人(全体の15.6%、97人)に、どこに相談したかをたずねたところ、「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」が43.3%となっています。具体的な相談先としては、「家族や親戚」(29.9%)、「友人・知人」(28.9%)が上位を占めています。

DV時の相談先について



配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、これらの暴力の根絶に向けて取り組むとともに、安心して生活できる環境を整備する必要があります。

施策の方向

(1) 暴力防止に向けた意識啓発の推進

DVなど、男女間の暴力をなくすため、あらゆる機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などの人権侵害を防止するための意識啓発を図ります。

■主な施策

- ①男女間の暴力の根絶を目指した広報・啓発活動
- ②セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ③ストーカー被害の防止に向けた広報・啓発活動

(2) 若年層への予防啓発の推進

暴力の発生を防ぐには、若い頃から、性別にかかわらずお互いを尊重し、暴力で相手をコントロールすることは許されないという意識を醸成することが重要です。

そのため、学校教育や広報等を通じて、若年者向けに意識啓発を図るとともに、福祉、学校関係者等に対する「デートDV」に関する理解を深めることで暴力の防止を図ります。

■主な施策

- ④人権意識の向上に向けた教育の充実
- ⑤あらゆる暴力を許さない意識の啓発
- ⑥「デートDV」への理解促進のための啓発活動の充実

2. 被害者の相談・支援体制の充実

現状と課題

DVは、被害者本人がDVであると気づきにくかったり、DVを受けていると分かっていても相談しにくかったりすることから、通報による早期発見も大切であるといえます。

周囲の人がDVに気づいた場合は、本人の意思を尊重した上で配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するよう努めなければならないと「DV防止法」に規定されていますが、周知が図られていないのが現状です。

このため、ひとりでも多くの被害者が適切な相談先につながり、適切な情報提供及び支援が受けられるよう、様々な手段を使って相談先の周知を徹底することが必要となります。

また、被害者が加害者のもとから離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、国民健康保険等の手続きなどから避難先が加害者に知られることのないよう、被害者の情報の保護を徹底しなければなりません。被害者に子どもがいる場合には、児童手当や転校、保育所の入所などに伴う手続きについても情報の管理を徹底することが求められています。

さらに、被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活をはじめするためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、母子家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施策や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

施策の方向

(1) 安心できる相談体制づくり

暴力を受けたDV被害者が安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。また、被害者に関する個人情報保護の徹底に努めます。

■主な施策

- ①相談窓口の周知
- ②相談窓口体制の充実
- ③DVに関する通報の重要性についての周知
- ④被害者に関する個人情報保護の徹底

(2) 被害者の自立支援体制づくり

配偶者暴力相談支援センターをはじめ、福祉事務所、警察など関係機関との連携強化のもと、DV被害者の事情に配慮し、生活を再建するための制度の活用や弾力的な運用に努めます。また、被害者の心のケアや、同伴する子どもの安全と養育支援について、要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携を図り、継続した相談及び情報提供を行います。

■主な施策

- ⑤配偶者暴力相談支援センターをはじめ関係機関との連携強化による被害者支援の充実
- ⑥加害者への対応など被害者の保護の徹底

第5章 計画の推進にあたって

1. 庁内推進体制の充実

本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、関係各課との連携や調整を行うなど、庁内推進体制の強化を図ります。

また、全職員が男女共同参画の視点に立って施策の策定や執務にあたることができるように、男女共同参画に対する理解と認識を深めるための計画的な啓発や研修に取り組みます。

2. 国・県等との連携の推進

計画に掲げる施策や事業の中には、町が主体的に取り組んでいくもののほか、制度や法律など国や県の施策の取り組みによるものもあります。国や県との連携を強化し、必要に応じて協力等を要請します。

また、DV被害者の一時保護など、警察、県や近隣自治体などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、県や近隣自治体などとの協力関係を強化します。

3. 住民、事業者などとの協働による推進

本町における男女共同参画社会づくりを実現するためには、町行政と住民、事業者などが連携を強化し、協働することが必要です。そのため、本計画について町は普及を図りつつ、住民、事業者と一体となって男女共同参画社会づくりを進めていきます。

4. 計画の進行管理

年度ごとの男女共同参画施策の実施状況などについて、関係課との連携により内容を点検し、計画の進行管理の確立に努めます。

資料編

1. 計画策定について

(1) 計画策定委員会設置要綱

紀北町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 紀北町の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本的な計画を策定するにあたり、広く意見を聴取し、計画的な男女共同参画施策の検討及び推進を図るため、紀北町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、男女共同参画に関し、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副委員長は委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は必要に応じて、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

<p>3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条委員会の庶務は、総務課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成24年7月1日から施行する。</p>

(2) 策定委員会委員名簿

	氏名	所属団体・役職	備考
1	疇地 充	民間事業所	委員長
2	民部 成子	女性会議きほく会長	副委員長
3	田島 志保	紀北町PTA連絡協議会母親部長	
4	玉置 保	紀北町校長会会長	
5	小川 智世	いきいき子ども学園コーディネーター	
6	伊藤 かおり	民間保育園主任保育士	
7	佐々木 伸和	自営業	
8	倉崎 路易子	第1次男女共同参画基本計画策定委員	

(3) 策定経緯

年月	実施内容
平成 29 年 2 月～	○町民アンケートの実施 ・対象者：18 歳以上の住民 ・配布数：1,500 票（無作為抽出） ・回収結果：有効回収数 621 票、有効回収率 41.4%
8 月	○各課ヒアリングの実施
8 月 30 日	○第 1 回策定委員会 ・男女共同参画基本計画の概要について ・町民アンケート結果について ・策定スケジュールについて
11 月 28 日	○第 2 回策定委員会 ・男女共同参画基本計画素案について ・策定スケジュールについて
平成 30 年 1 月 15 日～2 月 15 日	○パブリックコメントの実施
2 月 22 日	○第 3 回策定委員会 ・男女共同参画基本計画案について

2. 用語解説

あ行

M字（えむじ）カーブ傾向

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

さ行

ジェンダー

社会的・文化的につくられた性差。

ストーカー

恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことへの怨恨の感情から、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。

た行

デートDV

同居していない恋人間の暴力。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあったパートナーからの暴力。

な行

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、誰もが特別に区別されることなく個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

は行

パタニティ・ハラスメント

男性社員が育児休業や短時間勤務制度等を活用して育児参画しようとすることを妨げる行為。

ま行

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由とする女性社員への不利益取扱。

ら行

ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、乳児期、幼少期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期などの区分。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利。国際人口・開発会議（平成6年・カイロ）において提唱された概念で、個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの体と健康の保持増進と出産等の自己決定を図ることと、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方をいう。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様な生活様式の家族が年齢段階に応じた希望を実現できるようにすること。

第2次紀北町男女共同参画基本計画

発 行：紀北町総務課

発行年月：平成 30 年 3 月

〒519-3292

三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

電話：0597-46-3111 F A X：0597-47-5907